



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社博展
(コード番号：2173 東証グロース市場)
本社所在地 東京都中央区築地一丁目13番14号
代 表 者 代表取締役社長執行役員 CEO 田口徳久
問 合 せ 先 取締役執行役員 CFO 田中雅樹
電 話 番 号 03(6278)0010

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第53回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2022年4月23日付「監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入および役員人事のお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、企業価値向上を目指すことを目的とし、2022年6月29日開催予定の当社53回定時株主総会の承認を条件として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第13条(株主総会の招集)について変更を行うものであります。

(4) 今後の経営体制の強化充実を図るため、現行定款第19条(員数)に定める取締役の員数の上限を2名増員し、8名から10名に変更するものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日(水)
定款変更の効力発生日	2022年6月29日(水)

以 上

<別紙> 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条から第4条 (条文省略) (機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条から第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項の株主総会の招集地は、<u>本店所在地及びその隣接地の他、東京都内のうち当社が招集通知にて指定する場所とする。</u></p> <p>第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条から第4条 (現行どおり) (機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条から第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 前項の株主総会は開催場所の定めのない<u>株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について</u></p>

<p>第 16 条から第 18 条（条文省略）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 （員数）</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略） （新設）</p> <p>（任期）</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p>第 16 条から第 18 条（現行どおり）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 （員数）</p> <p>第 19 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の<u>監査等委員である取締役は、3</u>名以上とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 当社は、<u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>（任期）</p> <p>第 21 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事録は法令で定めるところ</p>	<p><u>査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事録は法令で定めるところ</p>
--	--

<p>により、署名又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役又は監査役はこれに書面もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数) 第 30 条 <u>当会社の監査役は、3 名以上とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>により、署名又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに書面もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>それぞれ区別して株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第 33 条 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は第 3 1 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続き)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第39条から第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第34条から第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 当社は、第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 改定前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示をみなし提供）の削除及び改定後の定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、改定前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示をみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
--	--